黒部市告示第68号 平成28年7月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、消防団員の確保と地域防災力の向上を目的に、市内の 事業所及びその他の団体の協力の下に一定のサービス等が受けられる黒部 市消防団応援の店事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定 めるところによる。
  - (1) 事業所等 黒部市内の事業所又はその他の団体をいう。
  - (2) 応援の店 市長が黒部市の消防団員又は全国の消防団員(以下「消防 団員」という。) に対して優遇措置を実施する事業所等として認めた事 業所等をいう。
  - (3) 優遇措置 応援の店が任意に定めた商品等の割引き及びその他のサービスをいう。

(登録申請)

第3条 応援の店の登録を受けようとする事業所等は、黒部市消防団応援の 店登録申請書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

(登録基準)

- 第4条 市長は、前条に規定する申請について、次の各号に掲げる基準に適合していると認めるときは、応援の店として登録するものとする。
  - (1) 明確な優遇措置が設けられていること。
  - (2) 優遇措置は、消防団員が対象であること。
- 2 市長は、応援の店の登録に際し、黒部市消防団応援の店登録台帳(様式 第2号)に事業所等の名称、住所、優遇措置内容等の必要事項を記録し管 理するものとする。

(表示証の交付)

第5条 市長は、前条の規定により登録した事業所等に対し、黒部市消防団 応援の店表示証(様式第3号)を交付するものとする。

(応援の店の表示)

- 第6条 応援の店は、交付された表示証を事業所等の見やすい場所に掲示するものとする。
- 2 応援の店は、当該事業所のパンフレット、チラシ、ポスター、看板及びホームページ等に応援の店である旨を表示することができる。

(登録の変更)

第7条 応援の店は、優遇措置の内容、事業所名、住所等の登録内容を変更 するときは、黒部市消防団応援の店登録変更届出書(様式第4号)を市長 に提出するものとする。

(登録の廃止)

第8条 応援の店は、優遇措置の終了又は事業の廃止等により、登録を廃止 したいときは、黒部市消防団応援の店登録廃止届出書(様式第5号)に表 示証を添えて、市長に提出するものとする。

(登録の取消し)

- 第9条 市長は、応援の店が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当すると きは、登録を取り消すことができる。
  - (1) 事業を廃止又は休止したが、前条の規定による届出がなされていないとき。
  - (2) 登録基準を満たさないことが判明したとき。
  - (3) その他応援の店として適当でないと認められるとき。
- 2 市長は、前項に掲げる事項に該当する応援の店に対し、黒部市消防団応 援の店表示証を返還させることができる。

(遵守事項)

- 第10条 消防団員は、応援の店において優遇措置を受けようとするときは、 次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) 応援の店の指示に従い、市町村長等が交付する団員証等(以下「団員証」という。)を提示しなければならない。なお、団員証に写真が貼付されていない場合は、本人確認ができる運転免許証等を併せて提示するものとする。
  - (2) 団員証は、他人へ貸与又は譲渡してはならない。
  - (3) 優遇措置に関して、応援の店に強要してはならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、応援の店に損害を与えたときの責任は、団員 証の所有者本人が有する。

(公表)

第11条 市長は、応援の店の事業所名、住所、優遇措置の内容、その他の 事項について、ホームページ、広報誌等により公表することができるもの とする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。